

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

令和3年5月27日（木）

開催日時 令和3年5月27日（木） 午後2時00分～午後4時13分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍聴者 3名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は丸山委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（10）及び議案第5号、第6号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

（1）令和3年度教育施策連絡協議会について、私から報告いたします。資料No.1をご覧ください。

教育施策連絡協議会は、4月22日木曜日、午後3時30分から開催され、オンラインで参加いたしました。

はじめに、小池百合子都知事から挨拶がありました。新型コロナ対策に対する感謝を述べるとともに、感染状況が厳しい中、学校での対策を徹底するようお願いがありました。続いて、未来の東京戦略として、①子どもの笑顔のための戦略、②子どもの伸びる、育つ応援戦略の紹介がありました。また、本年3月に新たに策定された東京都教育施策大綱に触れ、東京の目指す教育として、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を実現するために、子どもの意欲を引き出し、主体的に学び続ける力を育み、デジタルの活用により一人一人の力を最大限に伸ばす「東京型教育モデル」を展開していきましょうとの話がありました。

次に、東京都教育委員会、藤田裕司教育長から挨拶がありました。昨年度の学校の臨時休業、再開後の日々の感染症対策と学校運営、また度重なる教育課程の変更による子どもの学びの保障や心のケアに対して感謝の言葉がありました。

新たに策定された東京都教育施策大綱は、新しい学習指導要領が目指す方向と同じであり、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を東京の目指す教育と位置づけたとの話がありました。

そして、誰一人取り残さないためには、これまでの実践に加えデジタル技術の活用を図り、一人一人に応じた学びを保障していくこと、心のバリアフリーの実現のために教育のインクルージョンを進めていくこと、デジタルの活用により、いかなるときでも学びを止めない環境を整えることが大切であり、教員の働き方改革を進め、教職に対する魅力が高まることを目指したいとの

話がありました。

次に、稲葉薫教育政策担当部長から、「令和3年度の東京都の主な教育施策」について話がありました。

東京都教育施策大綱の概要について、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」という東京の目指す教育のために、子供の個性と成長に合わせて意欲を引き出す「学び」、子供の成長を社会全体で支え、主体的に学び続ける力を育む「学び」、ICTの活用によって、子供たち一人一人の力を最大限に伸ばす「学び」を基軸となる三つの「学び」として、これらを有機的に組み合わせ、日々の実践・改善を繰り返しながら理想の学びを追求し続け、実現される教育の姿を「東京型教育モデル」と位置づけ推進していきたいと説明がありました。

続いて、令和3年度の新規事業について話がありました。その中から小・中学校に関係する事業を紹介いたします。教育内容・方法等の充実では、①デジタル教科書の活用に関する研究、②小学校教科担任制等の推進、③防災教育の充実のための「防災ノート」の改訂です。

優れた教員の確保、働き方改革の推進では、①幼稚園教諭免許保有者の小学校教諭免許取得支援、②スクール・サポート・スタッフの全公立小・中学校への配置支援、③社会の力活用事業として、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として配置する区市町村を支援、④教員採用選考におけるデジタル技術を活用した戦略的広報です。

学校の施設等の整備では、①公立学校におけるトイレ整備支援、②公立学校における体育館空調整備支援です。

その他の取組では、①オリンピック・パラリンピック教育の推進、②外国人の子どもの就学事務に関する市町村支援です。

以上の説明がありました。

続いて、一人一人に着目した質の高い学びを実現するために、教育のデジタルフォーメーションをどのように進めていくかということについて、講演2題と2つの事例発表がありました。

講演①は、文部科学省大臣官房文部科学戦略官、桐生崇氏から「1人1台端末と教育データの利活用による初等中等教育の未来」という題で講演していただきました。現在、文部科学省が目指している国全体の初等中等教育におけるデータ利活用について話がありました。GIGAスクール・学校DXについて、端末は入ったけど、どのように活用するのかという問合せがあり、そのため文部科学省はGIGA StuDx推進チームを設置し、教育活動において参考となる事例の発信、課題の共有等を通じて、全国の教育委員会・学校に対する指導面での支援活動を行うとの説明がありました。教育データの利活用では、日々の学習等によって生じる教育データを目的に沿って利活用することを目指しており、蓄積された教育ビッグデータを分析することで、教授法・学習法などの新たな知見の創出や、政策に反映することができるとの話がありました。

事例発表①は、福生市教育委員会教育長、石田周氏と教育部参事、勝山朗氏より、「子供たちの学ぶ意欲に応え、その力を最大限に伸ばす学びの実現～一人1台端末の効果的な活用を通じて～」という題で福生市のGIGAスクール端末とGIGAスクール構想について紹介がありまし

た。福生市では、平成28年度から端末の導入に向けた教員研修と保護者等に向けて啓発を行ってきたという説明がありました。さらに、昨年度、小・中学校で実践した事例の紹介がありました。

事例発表②は、東京都教育庁総務部情報企画担当課長、小林正人氏から「都教育委員会のICT関連施策の取組について」という題で、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトによる教育のDXについてと、今後の都立学校の取組について説明がありました。

講演②は、情報通信総合研究所特別研究員、平井聡一郎氏から「ポスト・GIGAの学びを求めて～指導の個別化・学習の個性化を目指した授業改善」という題で講演していただきました。消える仕事、残る仕事ということで、マニュアル型の仕事はAIに、ルーティン型の仕事はロボットが得意であり、これらが消える仕事であるという話から始まりました。これから求められるのは、コミュニケーションとクリエイティビティとスペシャリティであり、社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動できる人を育てることが大切であり、そのような人を育てる学校であってほしいとの話がありました。そのために、学校では指導の個別化と学習の個性化が必要であり、その実現のためのGIGAスクール構想である。端末をとにかく使う、子どもたちに自由に使うこと、できるだけ家に持ち帰ることを進めていくことが大切だと話がありました。また、今のうちに家に持ち帰る準備をすること、学校全体のデジタル化を進め、ペーパーレスを目指していきましょうと話されました。さらに、授業以外でいろいろ使うことも必要だとの話がありました。自由に使うことにより様々な課題も出てくるはずである。そのような時、自分で考え判断できるデジタルシチズンシップを子どもに育てることが重要だと話されました。最後に、とにかくやってみてくださいと話がありました。

講演と事例発表していただいた5人の講師の話はとても分かりやすく、デジタルを活用した今後の教育の在り方について考える有意義な機会となりました。

教育施策連絡協議会の報告は以上でございます。

ほかの委員の方で何かご意見等がもしありましたら。

ーなしの声ありー

○古川教育長

では、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(委員報告事項)

○古川教育長

次に、委員報告事項を行います。

(1) 東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第１回理事会について、私から報告いたします。資料№.２をご覧ください。

５月３１日に開催予定の第６５回定期総会に先立ちまして、４月２０日火曜日に東京自治会館において理事会が開催されました。

１、議題等の（２）にあります令和２年度の事業報告及び歳入歳出決算が承認されました。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会会則の一部を改正する会則についての審議が行われました。改正理由及び改正内容ですが、新型コロナウイルス感染症による令和２年度事業の中止等に伴い多額の繰越金が生じたことから、財政の健全化を図るため、令和３年度のみの特例として市町村の負担金割当方法を変更するものです。

令和３年度の事業計画案及び歳入歳出予算も含めて可決され、第６５回定期総会に提出することとされました。

なお、第６５回定期総会については、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、書面開催とすることが決定いたしました。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で委員報告事項を終了いたします。

（事務局報告事項）

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

（１）小平市立学校教職員等及び児童の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（１）小平市立学校教職員等及び児童の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先日の定例会から５月２６日水曜日までに、市立小学校に勤務する教職員２名、委託事業者の従業員１名、市立小学校に通う児童１名の感染が確認されました。

なお、児童の感染に関連し、濃厚接触者の有無が判明するまでの１日間、当該学級の児童は自宅待機といたしました。当該学級に濃厚接触者がいなかったことから、翌日に教育活動を再開いたしました。各学校では教育活動を継続しております。

新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりません。

３回目の緊急事態宣言が発令され、また、発令期間が延長されるなど、都内においては、極め

て厳しい感染状況が続いております。若年層への感染拡大も危惧されておりますので、学校においては、改めて基本的な感染症予防策の徹底及び教職員等の健康管理の徹底を図るなど、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、（２）緊急事態宣言に係る新型コロナウイルス感染症への対応について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（２）緊急事態宣言に係る新型コロナウイルス感染症への対応についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

はじめに、市立小・中学校に関することですが、基本的な感染症対策の徹底を図りつつ、教育活動を継続いたします。ただし、東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が講じられている期間及び小平市または小平市近辺で感染が拡大している状況においては、特に3密の回避に留意することとし、感染リスクの高い活動については行わないことといたします。

次に、公共施設に関することですが、市は、国の緊急事態宣言を受け、市内公共施設の休館を決定いたしました。公民館及び図書館集会室につきましては、4月28日水曜日から5月11日火曜日まで休館といたしました。なお、5月12日水曜日以降は開館し、夜間のみ一般貸出を休止することとしております。

図書館につきましては、4月28日水曜日から休館しておりますが、臨時窓口を設置し、予約資料の貸出等を行っております。

次に、事業に関することですが、学校施設の貸出及び学校施設の開放については、学校の教育活動に支障を及ぼす可能性があるため、緊急事態宣言が解除されるまでの間は全て休止いたします。

ただし、小平市立学校施設の開放のうち、小平市立小学校校庭の遊び場開放については、子どもの居場所を確保するため、実施することといたします。また、放課後子ども教室も継続実施いたします。

ただいまご報告いたしました内容の周知につきましては、小平市ホームページ等により周知しております。

○古川教育長

次に、（３）財政援助団体等監査の結果に対して講じた措置について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（３）財政援助団体等監査の結果に対して講じた措置についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

教育委員会４月定例会でご報告いたしました、財政援助団体等監査における意見・要望事項等に対する対応につきましては、資料のとおりでございます。

○古川教育長

次に、（４）定期監査の結果について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（４）定期監査の結果についてを報告いたします。

このたび、地域学習支援課、公民館及び図書館が令和２年４月１日から令和２年１２月３１日までに執行した財務に関する事務及びその他の事務に対し、監査委員会による監査を受けました。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、契約事務等の一部につきまして、指摘事項及び意見・要望事項がございました。

今後は、このような指摘等受けることのないよう、適正な事務処理を行ってまいりたいと存じます。

なお、今回の指摘事項につきましては、措置を講じたのち、監査委員に通知するものとされておりますことから、改めて講じた措置の報告をさせていただきます。

○古川教育長

次に、（５）令和３年５月１日現在の児童・生徒数について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（５）令和３年５月１日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の在籍児童を含めて１万１７４人で、前年度と比べ、全体の児童数は１０２人の増でございます。

このうち通常の学級の在籍児童数は１万１５人で、前年と比べ、１１２人の増でございます。

また、特別支援学級の在籍児童数は１５９人で、前年と比べ、１０人の減でございます。

次に、中学校の生徒数は、特別支援学級の在籍生徒を含めて４、２１２人で、前年度と比べ、全体の生徒数は１２９人の増でございます。

このうち通常の学級の在籍生徒数は４、１３４人で、前年度と比べ、１２９人の増でございます。

また、特別支援学級の在籍生徒数は７８人で、増減はございません。

○古川教育長

次に、（６）令和２年度特別支援教育取組状況に係る調査結果及び令和２年度小平市教育委員会特別支援教育の取組状況について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項（６）令和２年度特別支援教育取組状況に係る調査結果及び令和２年度小平市教育委員会特別支援教育の取組状況についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

はじめに、本調査の目的は、小平市立小・中学校における特別支援教育の取組の状況を事務局が把握するとともに、学識経験者、医師や福祉の専門家で構成されている小平市特別支援教育専門家委員会において、調査結果を踏まえた助言をいただくことでございます。

昨年度は、令和２年１２月１５日から令和３年１月１５日を調査期間として実施し、小学校１９校、中学校８校の全校が回答いたしました。この結果について、令和３年３月１６日に専門家委員会でご協議をいただき、後日、文書にて評価をいただきました。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明をさせます。

○中村教育施策推進担当課長

令和２年度特別支援教育取組状況に係る調査結果について、抜粋してご報告いたします。資料No.7の２ページをご覧ください。

１、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた取組についてです。

（１）学習環境の整備の視点におけるア、場の構造化としては、多くの学校で整理整頓の徹底、宿題等の提出箱などの設置に取り組んでおります。

ウ、ルールの明確化については、例えば掃除の仕方や話の聞き方を明確にするなど、学年が変わっても一定のルールが統一されていることで、子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう対応している学校が多くございました。

次に、６ページをご覧ください。

（２）指導方法の工夫の視点におけるア、焦点化については、授業の狙いや活動をできるだけ精選して焦点化を図り、簡素化させることを目標に、多くの学校が取り組んでおります。今後も、１単位時間の授業において、児童・生徒に身に着けさせる力を明確にすることや、それに伴って、必要に応じて単元計画の見直しを図ることについて、各学校に指導してまいります。

次に、９ページをご覧ください。

校内委員会についてです。（２）のとおり、主な検討内容は多様ですが、児童・生徒についての情報交換、支援方法についての検討が中心となっております。

１０ページをご覧ください。

校内委員会の実施上の課題としましては、スケジュール調整の難しさや具体的・組織的な支援につなげることが挙げられております。校内委員会の取組の工夫については、今後、担当教諭の連絡会等にて取り上げてまいります。

1 1 ページをご覧ください。

3、学校生活支援シートについてです。

(1) の通常の学級に在籍していて特別支援教室や通級指導学級での指導を受けていない児童・生徒の作成数が、令和2年度、大きく減少しました。減少した理由としては、保護者との面談が難しかったことなどが挙げられております。

シートの様式については、いただいたご意見を踏まえ、今後、改善していく予定です。

次に、17ページをご覧ください。

5、特別支援教育に関する研修会の実施についてです。実施上の課題としましては、昨年度は、夏季休業を短縮したことに伴う研修機会の確保、また講師の選定が多く挙げられました。研修内容や講師についても、今後、担当教諭の連絡会等で情報共有できるようにしてまいります。

次に、31ページをご覧ください。

12、こげら就学支援シートについてです。令和2年度の提出率は、新入生のおよそ18.5%になります。提出のあった学校では、学級編制や指導・支援の参考として活用しております。提出枚数の増加に伴い、学校が対応するための期間確保の時期の見直しや、作成に対する適切な理解を図ることが課題として挙げられました。今後も、保護者との共通理解を図るためには、提出された情報の活用状況について説明することが重要であることを各学校に周知してまいります。

次に、35ページをご覧ください。

14、保護者、地域への理解啓発についてです。学校は、保護者、地域の方に様々な機会や方法で特別支援教育の周知を進めております。昨年度に比べ、ホームページを多くの学校が活用しており、活動の内容や児童・生徒の状況などを適時掲載したり、特別支援教室や固定学級担任からの情報発信を行ったりするなど、各学校が工夫して取り組んでおります。

調査の結果については以上でございます。

続きまして、別冊の資料となりますが、令和2年度小平市教育委員会特別支援教育の取組状況についてをご覧ください。

令和2年度小平市特別支援教育専門家委員会の委員の皆様からいただいた評価を取りまとめたものでございます。各委員の皆様、お一人お一人からの評価は、後ほどご確認いただきたいと存じますが、これまでの課題の解決に向けた取組の方向性について、一定の評価をいただいております。

一方で、今後の課題についてもご指摘いただきました。特に、まとめて5点申し上げますと、第1に、小中連携やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりのさらなる充実、第2に、特別支援教育に関する教職員の理解の深化や専門性の向上、第3に、こげら就学支援シートや学校生活支援シート等の活用、第4に、情緒障害固定学級の設置も含めた多様な学びの場の充実、第5に、保護者支援のための情報提供。このほかにも、多くのご指摘をいただいております。

これらの課題については、令和3年3月に策定しました小平市特別支援教育総合推進計画第2期前期計画に基づき、小平市の特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を学校と共に進めてまいります。

○古川教育長

次に、(7)小平市図書館協議会の提言について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(7)小平市図書館協議会の提言についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

はじめに、提言の経過でございますが、令和元年度、令和2年度の図書館協議会の研究課題として、これまでの図書館協議会が提案してきた事項を整理し、図書館機能の見直しとともに、図書館の特色化や他の公共施設との複合化等も視野に入れた今後の図書館の運用と活動について検討がなされ、本年3月に資料のとおり提言がありました。

内容でございますが、まず3ページから4ページに小平市の公共施設の計画について述べられております。

次に、4ページの下段から8ページに、これまでの図書館協議会の提言を踏まえた新たな図書館運営、機能の充実について述べられています。

具体的には、1点目に複合施設における図書館運営について、2点目に図書館業務の専門性を維持するために必要不可欠な司書職もしくは司書資格のある職員の長期配置等について、3点目に学校図書館協力員の採用及び運用主体の明確化について、4点目に中央・地区館の特色化について、5点目に学校図書館相互の連携について、という構成になっております。

受理いたしました提言については真摯に受け止め、今後、図書館事業の充実を図ってまいります。

なお、広く市民に周知するため、この提言を図書館ホームページに掲載しております。

○古川教育長

次に、(8)寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(8)寄附の受領についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

1は、子ども用サイズのマスク9,000枚、小さめサイズのマスク2万6,400枚を原田産業株式会社、原田暁様より、小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

2は、交通安全道路横断旗38本を一般社団法人東京都トラック協会多摩支部青年部様より、小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

3は、テント2張りを青梅信用金庫理事長、平岡治房様より、小平第一小学校、鈴木小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

4は、金20万円を小平電設協会様より、小・中学校におけるICT環境の整備への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼を申し上げます。

○古川教育長

次に、（９）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（９）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは6件でございます。うち新規申請は1件でございまして、受付番号2番、ヒューマンアカデミーロボット教室ロボット製作・無料体験会です。ヒューマンアカデミー株式会社が主催する事業で、社会的なICTの発展を見据え、市内の児童とその保護者を対象にロボットの製作体験を通して、想像力、プログラミング能力や論理的思考力などを育むことをテーマとした事業でございます。

そのほかの5件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○丸山委員

コロナウイルス感染で非常事態宣言中ということで、移動教室の状況はどうなっているのか、お聞きしたいです。

○飯島学務課長

移動教室につきまして、緊急事態宣言中に実施予定だった学校につきましては、延期の対応を取っております。現在、再延長が言われておりますけど、その場合につきましては、検討中でございます。

○丸山委員

延長というのは、昨年度みたいに、秋とか冬ぐらいの感じでよろしいのでしょうか。

○飯島学務課長

失礼しました。基本的には、2学期に延期としております。

○丸山委員

こういう事態なので仕方がないですけども、やはり自然体験であるとか、日光とか、歴史に触れるということをぜひ児童にやらせてあげたいので、これが全て実現できるといいと思います。

○山口委員

同じく、コロナの感染症に対する対応について、お願いします。今事務局からも報告があったように、現在も大変厳しい状況で、これから若年層、子どもたちへの感染が心配されるような変異株も出てきております。そういった中、今お話がありました、移動教室が延期になったとか、小平市ですと、中学校の体育大会が中止もしくは無観客というような話も聞いております。

資料No.3小・中学校の対応ということで、実施しない学習活動とか注意点、いろいろ書いてあるのですが、例えばグループワークですとか、近距離での観察といったようなものは、現在、実施しないというふうになっているものの、学校によって対応がばらばらなのではないかなと見ています。

行事を中止したり、学習活動を制限したりということで、感染リスクを抑えるという効果はもちろん出ていると思うのですが、これだけ長い期間、いろいろなことが制限・制約されていますと、それによる子どもたちへの負担、教育効果の減少、保護者や地域の皆さんの学校離れが進むというような様々な副作用も出てきているように感じます。今後は各活動によりメリハリをつけていく必要があるのかなと考えています。最大限予防策を講じていけば、緊急事態宣言下やまん延防止措置下でも、観察や、子どもたちが話をするようなグループ活動は容認していくとか、逆に、こういうことを容認するのであれば、実際に感染防止対策を徹底して実行させていくというような、そういうメリハリが必要なのかと。そういうことを考えなくてはいけない時期に来ているのかなと思っています。

状況が刻々と変化していますので、より密な連絡と素早い判断が必要になってくると思っています。学習活動を制限する・中止するということが、子どもたちの学びが今年度は止まることがないように、最大限子どもたちの学びが保障されるような環境づくりをぜひ教育委員会の事務局の皆さんにはお願いしたいと思っています。要望です。

○古川教育長

要望ですが、もし、それに何かコメントがあれば。

○国富教育指導担当部長

今、要望いただきましたことは、対応していくべき課題と捉えております。ガイドラインにつきましても、4月12日に改訂をした後に、27日にもう一度改訂をいたしました。このあと、また延長ということになりました際は、小平市の状況等も踏まえまして、子どもたちの学びと育ちということも重視しながら、かつ感染予防ということも踏まえて、様々取組について、個別にも対応していかなければならないと考えております。校外学習だとか、大きな行事だけではなく、

日常的な学習活動については、単に学級だとか学年という規模だけではなくて、活動内容等も含めて考えないと、長期にわたっていきますので、活動そのものができないということも考えられますから、季節性のいろいろな植物の観察とか、そういったことも、学校からも随時連絡をいただいて、密に連絡を取りながら個別対応を図ってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○青木委員

同じく、資料No.3のコロナウイルス感染症への対応についてのところで、本当に長くこういう状況が続いていますので、保護者の皆さんとか、学校へ通われている子どもたちも随分対応に慣れてきて、先生方も本当にいろいろなことを考えて対応した活動をしてくださっているのを伺って、さらにいろいろな方法で、活動の場は確保していただきたいと思います。

こちらはホームページにて周知されているということですので、皆さんがこういうことに気をつけてやっていますよというのが見られるようになっていいるとは思いますが、小平市内の小・中学校の子どもたちが通っている、学校にあるスポーツクラブも、これに準じた対応策をとって活動していただけるといいと思います。最近慣れてきたと思うのですが、体育連盟に入っているスポーツクラブにも、学校ではこういうことに気をつけてやっていますということを周知してもらえそうな形にさせていただけたらと思います。

また、前回延長するときに、小学校の体育館を借りているクラブの保護者の方々が、1日提示が遅くなったことでバタバタされていたという状況もありました。今回は、宣言が発出されている期間や、まん延防止が講じられている期間と書いてありますので、延長されたときにはこれに準ずるのだろうと分かると思いますけれど、早めの判断や対応をしていただくことと周知していただくことをお願いしたいと思います。

○古川教育長

今、青木委員が話されたスポーツクラブというのは、民間のということですか。

○青木委員

小学校の運動場とか体育館を借りて、その小学校の子どもが参加しているクラブ、バスケットボール、野球、サッカーなどのクラブです。

○古川教育長

主体がちょっと違います。放課後子ども教室としてやっているところもありますし、課外クラブとしてのところもあります。その件について何かありますか。

○安部地域学習担当部長

小学校の体育館等につきましては、文化スポーツ課が所管しているスポーツ開放という事業で

ご利用いただいております。現在のところ、学校の教育活動等に影響があるということで、休止をさせていただいております。ご利用いただいている方に対して、そういった旨の広報等に努めてまいりたいと考えております。

○古川教育長

居場所としての放課後開放とかは。

○安部地域学習担当部長

放課後子ども教室につきましては、各学校で可能な限り実施ができるところは実施をさせていただいております。必要に応じて、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○青木委員

課が違うところの質問をしてしまいすみません。

学校の施設を借りているところは、同じような対応を行っていただきたいということで、皆さんに周知できるような体制があるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

○丸山委員

コロナのウイルス感染症の状況の中で、先日も学校訪問で、タブレット端末を使っている授業を幾つか見せていただきましたが、全体的に市内の小学校と中学校、どれくらい積極的にタブレット端末使っているのでしょうか。教えてください。

○古川教育長

小学校、中学校でどの程度、今使っているかという状況でいいですか。

○松田指導主事

今のGIGAスクール構想の状況でございますが、5月の中旬に学校代表者を対象として1日間のICT研修を行いました。その研修内容について、代表者から各学校の先生方に伝達研修を行っているところでございます。その伝達研修が終わったところから、順次活用を開始しています。昨年度から積極的にICTを活用していた学校は、積極的に活用しています。

○古川教育長

一昨日訪問した3校に関しては、よく使っているという話があったのですが、ほかの学校も同じような感じでしょうか。

○松田指導主事

まずは先生方が活用しているところというところがほとんどでございますが、中には率先して

児童・生徒が活用しているというところも聞いております。

○丸山委員

対面でできなくなったグループワークなどはタブレットを使って近距離にならずに個別の端末でやるとか、これまでできなかったことがタブレット端末で可能になっていることが多いので、ぜひソフトの研究であるとか、全校でこういうソフトが使いやすい、こういうやり方がいいというのを研究して、たくさん児童・生徒に使ってほしいと思います。

○三町教育長職務代理者

コロナ対策に関わっての話と、あとほかの項目に対して質問したいと思います。

公共施設に関する事で、公民館についてです。非常事態宣言が出されてから、さらに延長されるだろうと言われているということで、公民館が5月12日から夜間の貸出が休止されているということですが、夜間貸出の人数は、これまでどれぐらいあったのか。このために利用できなくなった団体はどれぐらいいるのか。それから、客観的に見て、夜であっても密になるとは思えないのですが、あえて貸出を休止する必要があるのか。その3点について、お聞きしたいと思います。

それから、小・中学校の児童・生徒数、学級数のところで、今年度から小学校2年生が定数配置になるということで、私の計算が間違っていなければ、小平第十小学校と十一小学校が4学級の正式な定数、つまり教員も加わった形と理解していいのか。

それから、財政援助団体等監査の結果に対して講じた措置についての報告、資料4です。1の契約事務についての意見・要望事項ですが、①については、補助金の算定に当たっては、複数の担当により確認を行う、という具体的な対応策が書かれているのですが、②は、上で周知・指導を図りたいという言葉、そのまま明確化を図り、団体に対し周知・指導を行いますと、言葉の置き換えだけになっているので、これが報告として適切なのか疑問に思います。もう少しどういうふうに明確化しているかなど、書きにくいかもしれませんが、単なる言葉の置き換えだけでは納得できないので、補足をお願いしたいです。

○古川教育長

では、まずは公共施設、公民館。

○季高中央公民館長

公民館の夜間の利用状況でございますが、公民館の休館、貸出休止期間につきましては、全ての利用団体の皆様に利用を休止していただきましたので、人数把握はしておりません。団体として利用をお控えいただいたのは、5月12日からの3週間につきましては、178団体の方にキャンセルをお願いした次第です。その前の日中も含める4月28日から5月11日までの2週間のキャンセルにつきましては740団体になっております。今申し上げた数字につきましては、

市内の11館全ての団体数になります。

それから、夜間貸出を休止する理由でございますが、これは3密になるということではなく、国、東京都が夜間の外出の自粛として、時間短縮での施設運営を求めています。その関係から、夜間の貸出時間が6時から10時の間にかかってしまいますので、6時からご利用を控えていただくことをお願いした次第でございます。

○飯島学務課長

学級編制については、小学校2年生は、これまでは東京都の措置で、35人学級でございましたが、正式に法律に基づいた35人学級になりました。委員おっしゃるように、35人学級と40人学級の児童・生徒数を見ると、3クラスであれば105人までが35人学級、40人学級であれば120人ということになりますので、その間にある十小、十一小が都の教員配置の措置から国の教員配置の措置になったものと思われまます。

○国富教育指導担当部長

教員の定数に関して、小学校の第二学年に関する定員数に変わりはありません。ただし、学校全体の学級数のカウントが国に基づいたカウントになりますので、専科教員等の配置、17学級以上で1名つくとか外国語の教員がつくといったところには影響がございます。

○細村地域学習支援課長

3点目の監査の関係でございます。具体性がないというご指摘でございますけれども、監査委員からの意見・要望を踏まえまして、手引きを改訂した方がいいのか、申請の様式を見直したほうがいいのか、各団体に分かりやすい形で見直しを図ってまいりたいと考えております。具体的に何を变えたいというところは、今回記載していませんが、分かりやすく、対応できるように見直しを図り、周知をして、今後、適切な対応ができるようにしてまいりたいと考えております。前回いろいろご意見もいただきましたので、そちらも踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

○三町教育長職務代理者

それぞれ三つの質問については納得しました。まず公民館については、10時までの4時間の貸出を8時までにするのは、活動上もどうかという判断をしてやめたということですね。もし宣言が延長されれば、これが続くということで理解せざるを得ないと思いました。

定数については、教員定数のほうが変わるという影響があるということで、うまく影響すればいいと思っています。

報告については、本当に言葉そのものを置き換えただけでは、報告書にはならないと思います。補助対象経費等が曖昧であるため明確化を図るとともに、団体に対して周知・指導を図られたいと言われているのに対して、明確化を図り、そして周知・指導しますというのでは、何もなくて

す。いろいろ考えていることがあっても、入れていただくことが報告書としては大事だと思いますので、ぜひお考えいただけたらと思います。

資料8なのですが、図書館協議会の提言について、今までもいただいていたのですが、改めて確認したいのは内容との関連です。図書館協議会の法や規則上の位置づけですが、提言は、どういう位置づけでされているのかをまず教えていただきたい。諮問を受けて回答しているのか。諮問を受けているわけでもないようなので、どういう位置づけでこの提言が出ているのか疑問だったので、教えていただきたいと思います。

○利光中央図書館長

図書館協議会の位置づけでございますけれども、根拠といたしましては、図書館法の中で、公立図書館に図書館協議会を置くことができるとされております。図書館協議会につきましては、図書館の運営に関して、館長の諮問に応じて図書館の行う図書館方針について意見を述べる機関とするというものでございます。諮問事項があれば、その諮問に応じて協議をしていただくこともございますけれども、今回につきましては、図書館が行う図書館方針全般について、委員の皆様、平成31年4月から2年間かけていろいろご議論いただいた上でまとめたものでございます。

○三町教育長職務代理者

やはり図書館長の諮問を受けて提言するのが原則と受け止めていいのでしょうか。今回は、特に諮問はないが協議会のほうでまとめたものなののでしょうか。この提言は、特に行政に対して権限のないものとして受け止めていいのかが曖昧だと思います。はっきりしないものですから、説明いただけたらと思います。

○利光中央図書館長

館長のほうから諮問を行った場合には、そのテーマに沿ってご協議いただいご意見をいただくということになります。そうでない場合については、全般的な意見をまとめた形での提言になっています。効力につきましては、ご意見をいただくということですから、拘束力は特になくというものでございます。

○三町教育長職務代理者

そういう説明であれば、理解できることでした。諮問があれば市の立場として図書館を良くしていきたいということでこれが生きると思うのです。自分たちの思いで書かれているものがかなり多いと思ったものですから、扱うときに明確にさせていただいて、精査していく必要があると感じました。とりわけ、司書の扱いなどは、市の今までの姿勢に対して元に戻してほしいという強い思いがありますが、ここでは図書館のほうでどう考えているか聞くつもりはありませんが、明確にした形で扱ってほしいと思いました。

特別支援に関わるところです。令和2年度特別支援教育取組状況に係る調査結果ということで、これは確か、毎年やられるのではないかと思います。説明の中で、この結果も踏まえたものを特別支援教育の次の前期計画に位置づけているという表現があったのですが、その時系列的な理解ができなかったのもう一度説明いただきたいと思います。調査時点が令和3年3月末現在となっていて、前期計画に続いていくというのはどういうことなのか。

内容に対しては、評価していただいたところでも、かなり小平市は頑張っているというところは、私も見ていて感じています。ただ、残念ながら、私がずっとこだわっているのは個別の指導計画なのです。毎回進まない理由が同じような言葉で出てくるという、その疑問が常にあります。14ページの個別指導計画について、29年度調査から保護者未承認のものも含むとして書かれているので、29年度からは保護者に認められなくても、学校の中でその子を育てていくために必要なものは作ってこうという姿勢なのだろうと理解をしています。結構小学校のほうでは頑張って作られている。こうやって見ていくと、やはり中学校がなかなか進んでいかないというところと、作成していない理由で、令和2年度は非常に少なく2件ということで、必要だけでも作らなかった理由が、分からなかったで作成していないというのは、こういう回答が出てきていいのかと非常に疑問。ここに対してどう受け止めて、事務局としては指導されるのかというのも疑問です。

そのほかにも、15ページのところで、個別指導計画の作成等における実施上の課題ということでいろいろ書かれています。例えば、中学校で担任による理解の差が大きい、必要だという実感が湧いていない可能性が高い、個別指導計画の作成のメリットが明確化されていないために浸透しないと書かれています。一体これを誰が書いているのか疑問に思います。学校で推進しているのであれば、そうならないように指導されているはずですが、しかし、こう書くというのは、管理職なのか担当が書いたのか、誰の責任において書いているのか。これは、ほかのところでも幾つも見受けられる回答なのです。数字上頑張っているのは分かるのです。課題の記入の在り方というのは、もう少し考慮されたほうがいい。品格にも影響するのではないかと気がします。その点について、もし見解があれば教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

まず、推進計画と今回の評価の時系列に関してですが、推進計画は、昨年度まで2年間にわたって策定してまいりました。この評価を受けてから、今回の推進計画の内容になったわけではございません。推進計画の内容がある程度固まりつつある段階で、小平市特別支援教育専門家委員会からの評価をいただきました。ここでいただいた課題は、推進計画の中でも、課題として挙げられていることと重なるところが多くございます。委員の方からの意見・視点も含めて、一つずつクリアして計画に沿って進めていくということで申し上げました。

続いて、個別指導計画につきましては、特に中学校での作成数の増加が課題だと捉えております。自由意見の中にもございましたが、まず教員自身が作成する理由や意義を理解すること、児童・生徒の障害の状態に応じた具体的な内容・方法を設定すること、それを職員間で共通理解す

ることで、その子により合った教育を提供することが目的になりますので、その周知について、引き続き行っていくことが第一であると考えております。

昨年度ご意見をいただいた中で、特別支援教育コーディネーターが、学校生活支援シートや個別指導計画の作成を補助する役割を担っておりますので、コーディネーターの意識を高めていくということ。また、シートの様式についても、扱いづらいという声をいただいており、これを改善することで、教員の事務的な業務をなるべく軽減することが重要だと思っております。

それと関連しまして、作成していない理由として検査結果が分からなかったというのは適切とは考えませんので、これについては、学校に対して指導をしていく必要があると考えております。

また、この自由意見は、誰が記述しているかということは、今すぐには分かりかねますが、現場で指導に当たっている教員が書いているものもあるかと思っております。課題の捉え方を踏まえ、学校に対して研修会等で指導してまいります

○三町教育長職務代理者

結構です。

○山口委員

私も、資料No.7の支援シートなどについての意見です。三町委員とのやりとりの中で、現場の先生方にシートの使い方を理解してもらって活用してもらい、そのように周知していく、指導していくというお話がありましたが、私はちょっと意見が違います。個別指導計画や支援シートを作っていただくことに対して、毎年のように負担が大きい、うまく活用できない、メリットが明確化されていない、市統一の様式が扱いづらいという課題が出されているので、改めなければいけないのはシートをお願いするこちら側なのかなという認識でいます。現場の先生方が子どもたちに適切な指導をするためにこのシートの記入があるので、シートを作成すること自体が先生方の負担であると現場の先生方がおっしゃっているのですしたら、そういったシートの作成を進めていく、続けていくということではなく、子どもたちや現場の先生方にとって、このシートを書かせることが本当に適切かどうかというシートの在り方・内容などを抜本的に見直す必要があるのかなという気がしています。

こげら支援シートについても同様に、保護者の方に内容も今一つ理解してもらっていない、提出が保護者に任されている、なかなか提出の数が増えない、活用できないという話が毎年のように聞かれています。シートの目的が何なのか、先生たちの負担がないような形はどういうことなのか、どういうものだったら先生たちが負担なく作れて、実際の生活の中で使っていけるのか。子どもたち一人一人に合った指導を継続的にしていくということが目的なので、シートを書かせることが目的ではないわけです。シートの在り方・目的に対する手段・在り方が本当に適切なのかどうかというのをまず見直していただくほうがいいのではないかと私は思っています。先生方に対してシートの作成や活用を指導するのは、もちろん理解はできますし、大切だと思います。しかし、今、先生方が毎日本当に忙しい中で、現場の負担が重いという意見が継続的に出されて

いる方法を続けていくことが本当に適切なのかどうか、その辺を見直していく時期に来ているのではないかと感じています。

同じく、この資料No.7について質問させてください。1番のユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりについてということで、取り組んでいる学校の数が出ているのですが、かなり取り組んでいる学校とそうでない学校の数にばらつきがある印象を受けています。この数のばらつきの内容が、取り組んでいる学校、取り組んでいない学校に分かれているのか、それとも、いろいろな学校が取り組んでいたり、取り組んでいなかったりなのか、中身を聞かせていただきたいです。

○中村教育施策推進担当課長

この数字を見ますと、全校で取り組んでいるものと、取り組んでいる学校が少ないものがございます。取り組んでいる学校が限られているのか、ある程度ばらけているかということは、今手元に資料がございませんので、明確なお答えはできないのですが、小平の小中連携教育の全校共通の取組として、このユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに取り組むことになっております。取り組んでいる学校数が少ない項目については、重点的に各学校で徹底するように今後も指導していきたいと考えております。

また、取り組んでいると回答している学校についても、例えば4ページのオの時間の構造化の中で、タイマーや時計はほとんどの学校で活用していますが、活用したからよいということではございません。何のためにこれが必要なのかという、取組の趣旨を理解することが非常に重要であると捉えていますので、なぜこの取組がユニバーサルデザインの視点になるのかということも含めて、小中全校の取組として、今後も啓発していきたいと考えております。

○古川教育長

1点目のほうの個別指導計画、学校生活支援シートの作成の根拠を話してください。

○豊田指導主事

個別指導計画と学校生活支援シートでございますが、目的といたしましては、一人一人、個別最適化の指導のために作成の努力義務を設けているものでございます。さらに、特別支援教室、通級指導学級に行く児童・生徒については、個別の教育課程が必要になりますので、その計画を必ず作成するよう、決められております。山口委員がおっしゃるように、作成することに負担があるという意見はいただいておりますので、内容の精査、作成のシステムについては、今後の課題として捉えておまして、改善を図ろうと思っております。令和元年度より、小平統一書式ということで、こちらで提示しているものを活用していただく中で、リンクの不具合であったり、作成内容についての表記の仕方が不明瞭だったりしたところがありますので、先生方のご意見を頂戴しながら、フォーム改善を図っていききたいと考えております。

○山口委員

どうもありがとうございました。1番目の取り組んでいる学校がばらばらで、その内容がというところなのですが、もし取り組んでいる学校、取り組んでいない学校と分かれているようなのであれば、それは対策や指導が必要なのかなと思いますし、ばらばらであるのならば、どこかの学校が得意なものを水平展開していただいて、なるべく取組の校数が上がっていくような指導が必要なのかなと感じました。取り組んだ、取り組んでいないというのは、指針がなくて非常に主観的なものですので、どこまでできたら良しとするかという明確なラインがないと、評価にならないと思います。2日前に学校視察に行ったときに、主体的、対話的で深い学びにスイッチしていくということで、先生から問いを出して、子どもたちに発案をさせる授業があったのですが、先生の問いが曖昧で、子どもたちは何について意見交換をしていいのか、何について発案していいのかというのをちょっと迷っているような場面が見られました。学校の今後の授業でも同じで、今やっている取組みに対して、目的や手段、また評価の方法などが本当に適切なのかというのを適宜素早くご判断いただければと思っています。

各種のシートについても、統一書式になったのは令和元年ということで、不具合はなるべく早く改善して、先生方の働き方改革を応援できるような形にしていきたいと思いました。

○国富教育指導担当部長

この質問項目の、調査の2ページ、3ページ以下なのですが、私の着任時には、この質問項目の項目だけで学校に調査をしておりました。山口委員がおっしゃったように、調査というのは調査のためではなくて、調査を通して特別支援教育の推進状況を確認していただき、改善していただくということが目的ですので、この右ページにあります学習環境の整備の具体的な内容を記載した上で、調査をしながらチェックをしていただき、改善していただくという目的で実施しています。校数に関しましては、全校がやっていくことが望ましいと思っています。昨年度と比較しますと、校数自体は伸びているのですが、十分でないところがあります。子どもたちのニーズに応じてタイマーの使用が逆に刺激量の低減につながらない場合もありますので、子どもたちのニーズも踏まえつつ、全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを目的に、この調査の在り方の改善に向けた中身があるものに変えていきたいと思っています。

個別の指導計画等について本市の様式は、改善を令和元年度に実施しており、負担感としては、軽減していることと考えます。一方で、目的等が理解されていないことでの負担感があると思いますので、ユニバーサルデザインの環境とともに、子どもたちをどう支援していくのかについての計画という目的感等を事務局、学校で浸透させていくことが課題でございます。

○青木委員

No.7のところ、例えばユニバーサルデザインのところの質問事項のイですけど、刺激量の調整でテニスボール等を使った消音とありますけど、よく学校の机とか椅子にテニスボールをはめているところがあります。これは誰かが努力しなくてもはめれば済むので、タイマーやホワイ

トボードと同じように、各校が持てば済むかと思うのです。もしこれを全校でやってほしいというのであれば、一斉に提供すれば、ここは19校、8校というふうになるのではないかと思います。各学校任せというより、一斉にできるもの、全部にしてほしいものはそういう形でも取り組めるのではないかと思いますので、進めていただけたらいいと思いました。

○古川教育長

ご要望でしょうか。なぜつけていないかということですか。

○青木委員

要望ですが、もし必要であれば、そのように一斉に配付していただければ達成できるのではないかと思います。

○丸山委員

このシートの作成や具体的なことこそ、校内研修でやるといいと思います。そうすると、教師の理解の差がなくなるので、違うところで埋めてほしいと思います。

○古川教育長

ご意見ということでよろしいですか。

○丸山委員

はい。

○古川教育長

では、あとはご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

(1) (仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定の基本方針について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

協議事項（１）（仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定の基本方針についてを説明いたします。資料№.1 2をご覧ください。

現行計画の計画期間が令和４年度末で終了することから、新たな計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、市川総務課長より説明をさせます。

○市川教育総務課長

資料に沿って内容をご説明いたします。

１番、計画策定の背景でございますが、現行の小平市教育振興基本計画は、教育基本法第１７条第２項に基づき、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画として、平成２５年に策定したものでございます。計画期間が令和４年度末で終了することから、新たな教育課題に的確に対応するため、小平市の教育が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進する計画として、新たに（仮称）第二次教育振興基本計画を策定するものでございます。

２番、本計画の位置づけでございますが、教育委員会が今後進める施策の基本的方向や目標を示すものであり、小平市第四次長期総合計画における「基本目標Ⅰ 人づくり 人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち」を実現するための市の教育分野における個別計画と位置づけられます。

３番、計画の対象期間でございますが、令和５年度から令和１４年度までの１０年間といたします。

４番、計画策定体制でございますが、学識経験者、関係機関等の代表者、公募市民などで構成される（仮称）第二次小平市教育振興基本計画検討委員会を設置し、計画案を検討していただくほか、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見をお聞きいたします。

また、計画案の調整等を行うため、庁内検討委員会及びその下部組織として庁内検討部会を設置いたします。

５番、計画策定上の留意事項でございますが、計画策定の進捗状況を市議会と教育委員会に報告するとともに、（仮称）第二次小平市教育振興基本計画検討委員会は公開とし、会議の要旨や審議資料等についても、ホームページ等で公表いたします。

６番、実態調査の実施についてでございます。現行計画に定める教育の目標の達成状況の確認及び新たな計画策定の基礎資料とするため、実態調査を実施いたします。

７番、計画策定に係るスケジュールの概要については、こちらの資料の表のとおりでございます。

終わりに、この基本方針につきましては、本日ご協議いただいた後、３１日の市議会幹事長会議に報告し、６月１日からホームページにおいて公表する予定です。

○古川教育長

では、このことについて、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町教育長職務代理者

第二次ということで、進めていただいていると思っています。枠組みとして、小平市の場合、この計画は10年間のスパンで考えるという方向で出されています。前回の10年間であった。10年間というのは、結構長い計画です。そうすると、どうしても、頭の部分というのはもわっとしたもので網をかけて、それで具体的ところで修正して10年間合わせていくという作業になっていくのではないかと思います。国は5年間スパンで、いつまでにどれくらい達成させるというような目標も明確にして進めているわけです。そこまでの作業がどうかというのは別にしても、10年間という、振り返りの目標に対してどうなっているのか、非常に見にくい計画にならざるを得ないという気がするのです。これまでも、主な取組のところは新規だという形で確かにやってはいますが、なかなか予算との関係もあって動かない。10年間というスパンの中でも振り返りがきちんとできるような位置を設定するとか、毎年見直すのではなくて、ある時期にきちんと例えば前期についてどうだったかを見直した上で後期につなげていくということも含めた計画の方向性を出していただけるといいと感じたところです。これは意見ですので参考にいただければと思います。

○市川教育総務課長

計画期間の10年というところでございます。まず一つに、ここで制定されております小平市第四次長期総合計画の最終年の令和14年度という計画期間に合わせるというところもございませう。また、人づくりという基本理念の部分で、義務教育9年というところを包含する10年という設定がまずは望ましいというところで、前回の計画を踏襲する形で、まず10年とお示しさせていただいております。既存の計画でも、5年間を経過したところで、実態調査を踏まえて進捗状況の分析を実施しておりますので、過去の手法と、委員のご意見も踏まえまして、委員会のほうで検討させていただきたいと思っております。

○古川教育長

よろしいですか。

では、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

では、次に（2）令和3年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

協議事項（２）令和３年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。資料No.13をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興・発展に功勞のあった方に感謝状または表彰状を贈呈するものでございます。

今年度の感謝状贈呈の候補者は、副校長退職者１名、図書館協議会委員２名、地域教育コーディネーター世話人１名、学校歯科医１名、学校薬剤師２名の計７名でございます。

なお、表彰式は６月１７日木曜日を予定しております。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと存じますが、被表彰候補者一覧は、個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など概要について、何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問、ご意見は非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

では、以上で、協議事項を終了いたします。

（議案）

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第４号、小平市教育振興基本計画令和３年度基本的な方向及び主な取組について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第４号、小平市教育振興基本計画の令和３年度の基本的な方向及び主な取組についてを説明いたします。

本案は、小平市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、年度ごとの基本的な方向及

び主な取組を定めるものでございます。

令和3年度は、4月に市長選挙が行われたことに伴い、当初予算を骨格予算として編成し、市長選挙後に当初予算に計上を留保した事業を補正予算として編成しております。

当初予算に計上している事業につきましては、既に議決をいただいておりますが、補正予算として計上いたします事業を加えまして、改めて定めるものでございます。

新たに加える事業は、新規事業が1事業、継続事業が1事業、合計2事業でございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明をさせます。

○市川教育総務課長

小平市教育振興基本計画の令和3年度の基本的な方向及び主な取組についてを説明いたします。

今年度、骨格予算として編成いたしました当初予算に係る49事業に関しましては、教育委員会2月定例会において既に議決をいただいておりますので、補正予算により、新たに追加となる事業についてご説明いたします。

初めに、13ページをご覧ください。上から三つ目、学校トイレ改修は、新たに追加する事業でございますが、これまで計画的に進めている事業で、今年度も小・中学校のトイレを30基程度、洋式化いたします。

続きまして、16ページをご覧ください。14番、郷土愛と後継者の育成につきまして、令和3年度に向けた課題の三つ目として、指定文化財の保存に関する課題を追加いたします。

その下、主な取組である平櫛田中彫刻美術館の活性化について、事業内容の変更として、小学生と保護者を対象としたイベント「親子で美術館」を削除し、平櫛田中生誕150年記念の特別展準備を追記いたしました。また、これにより予算額を増額いたします。

続きまして、17ページをご覧ください。上から二つ目、海岸寺山門の修繕は新たに追加する事業で、市指定有形文化財、海岸寺山門の建築学的調査を実施し、適切な修繕方法等について所有者へ助言を行います。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号、小平市教育振興基本計画の令和3年度の基本的な方向及び主な取組について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。16時05分まで休憩いたします。

午後3時48分 休憩